

本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称について

議長または委員長は、本会議または委員会において説明員（執行部）の発言を許可する際、役職名により指名するが、会議の円滑な進行のため、文字数が多く指名しづらい職名（以下記載分）について略称を用いることができることとするもの。

また、説明員が自身の職名を発言する際についても同様とする。

ただし、会議録には略称ではなく正式な職名を記載する。

○略称を用いる職名とその略称

- ・漢字10文字前後で指名しづらいもの

職名	略称
業務改善・DX推進課長	DX推進課長
地域公共交通対策課長	交通対策課長
公営競技事業所副所長	公営競技副所長
特産品振興・ふるさと応援課長	ふるさと応援課長
選挙管理委員会事務局長	選管事務局長